

二ノ池周辺登山道の規制地点の変更の考え方について

木曽町

幹事会においていただいたご意見を踏まえ、方針を以下の通り見直し、規制地点の変更の調整を進めさせていただきたいと考えております。調整が整った際には、規制地点の変更について、事前に協議会関係機関の皆様へご報告させていただきます。

1 変更に係る経緯

二ノ池周辺登山道は現在立入規制を行っている 1 km 円の範囲外だが、安全対策未済のため、災害対策基本法第 63 条第 1 項により立入を規制していた。この度、安全対策等が完了したため、十分な対策及び調整を行った上で規制地点を変更したい。（詳細は以下のとおり）

（１）規制地点の変更計画期日及び場所

変更予定期日：令和 3 年 7 月 1 日（木）以降、現場確認及び調整が完了した時点から

変更区間：二ノ池周辺登山道（二ノ池山荘からお鉢巡り登山道方面へ向かう道）の

うち、木曽町地籍内の地点※（※ 規制図㊸地点は調整・現場確認により決定する）

（２）規制地点変更の理由等

【規制理由】

- ・ 登山者が緊急時に避難できる場所がない（緊急安全確保が困難）
- ・ 緊急時の情報伝達が困難（スピーカー等未設置、不感地帯）
- ・ 一帯に火山灰が堆積しており通行時に転倒、滑落等の危険がある

【規制地点を変更する理由】

以下のとおり、一定の安全性が確保されたことから、次項（３ 規制位置変更に伴う対策等）により、登山者の安全対策を実施した上で規制を緩和したい。

- ・ 二ノ池周辺の避難施設が整備された（二ノ池山荘：噴石対策実施済）
- ・ スピーカー・携帯基地局・防災行政無線の設置により情報伝達手段を確保
- ・ 登山道周辺の降灰も概ね見られなくなった（登山道上には確認されなくなった）
- ・ 当該区間は、気象庁による現在注意が必要な範囲（噴気活動の活発な噴気孔から概ね 500m）の外側にあたる。

（災害対策基本法 抜粋）

第六十三条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 規制地点変更に向けた状況・調整事項等

(1) 必要な調整事項等

来年度の規制地点の変更に向けては、以下の項目について、関係機関と必要な調整を進めている状況である。引き続き、関係機関からご協力のもと調整を進めさせていただき、これらの調整が完了した段階で、規制地点の変更を行うこととしたい。

① 市町村（県）境界の確認

規制地点を明確な木曽町地籍とするため、関係者による現地確認を要する

② ①に基づく規制地点の決定

①の結果から、木曽町地籍内での規制地点を現地にて決定

③ 登山者の安全対策（規制地点変更及び警戒区域の注意喚起・侵入防止対策）

体制等を整備し、次項（3 規制位置変更に伴う対策等）に記載の対策を実施

④ 災害対策基本法第 63 条違反者の捜査実施に必要な調整

規制地点及び地籍に基づき、捜査を行う機関を明確にする必要がある

(2) 今後のスケジュール

令和 3 年 4 月～ (1) ①から④に関する関係者調整（随時・事務局会議の場合等）

令和 3 年 6 月以降 関係機関との現地確認を行わせていただき、規制地点を決定

令和 3 年 7 月以降 規制地点の変更に係る事前報告及び変更実施

3 規制位置変更に伴う対策等

規制位置の変更に際しては、登山者の安全が確保されるよう下記の対策を行う。

また、登山者が規制地点を超えて警戒区域内に立ち入らないよう、事前の注意喚起やカメラ設置や巡視等により侵入防止対策を行う。

【注意喚起】

- ① 規制位置においてロープ規制及び立入規制看板により登山者へ注意喚起
（立入可能な範囲をロープにより囲い、看板を厳重に設置することで、
登山者が確実に認識できるようにする）【看板①、②、③を設置】
- ② ニノ池山荘から同登山道入り口付近に看板を設置
（事前に規制位置からは引き返すよう促す）【看板④を設置】
- ③ ニノ池山荘関係者及びパトロール隊員による同登山道の案内、啓発を実施
- ④ 防災行政無線を設置し、登山者に直接防災情報を伝達する（R2 設置）

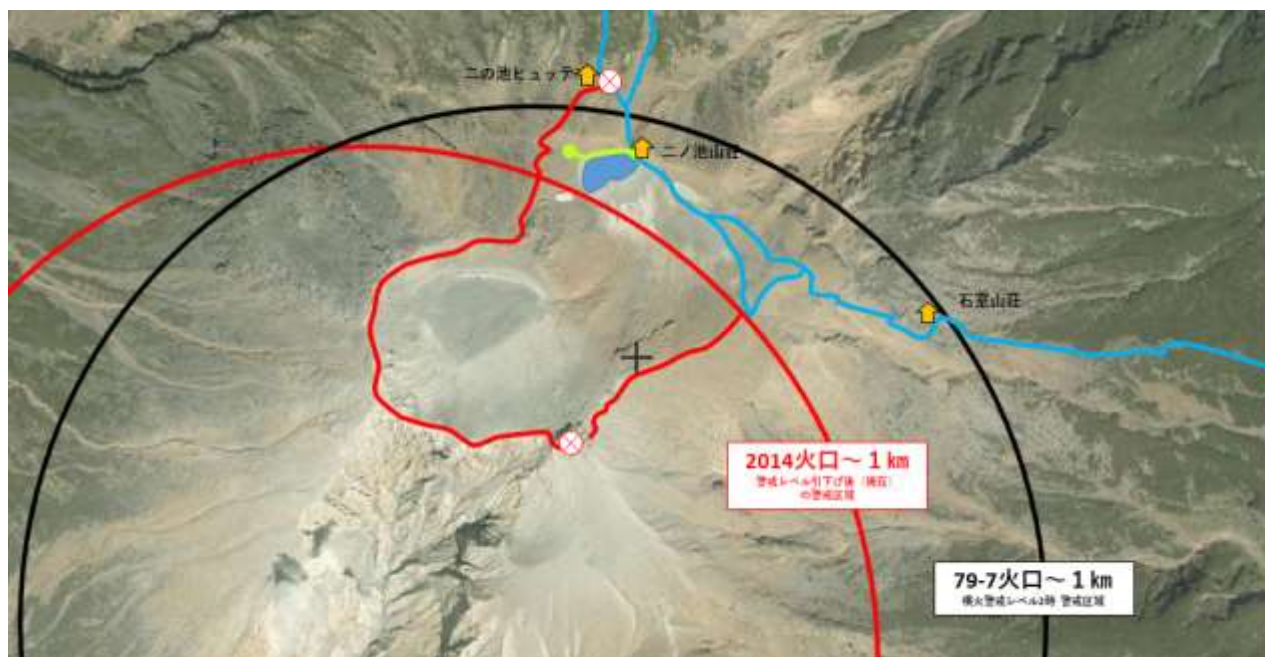
【警戒区域立入防止対策】

- ⑤ 二ノ池山荘に防災カメラを設置し、規制箇所の監視を行う（R3 設置予定）
（設置看板等にカメラ設置について周知）
- ⑥ パトロール隊員の巡視実施
- ⑦ 二ノ池山荘従業員による定期的な同登山道の巡視警戒を行う
- ⑧ 二ノ池山荘屋外スピーカー（H30 設置）にて必要に応じ警告を実施

【その他】

- ⑨ 携帯電話基地局を設置し、二ノ池周辺の携帯電話不感地帯を解消（R2 設置）
- ⑩ R3 年 6 月までに御嶽山火山防災協議会関係者（幹事会）による安全対策等の現地確認を予定

【登山道規制図（航空写真）】



【登山道規制図（詳細）】



※ 県（市町）境界はおおよその位置